

# 香春町部活動地域展開 基本方針

香春町  
令和8年4月

## 1 基本方針の趣旨

学校の部活動は、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、スポーツや文化芸術等に親しむ貴重な機会を確保し、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。また、多様な学びの場として、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係を構築し、自己肯定感を高めるなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上や成長を保護者とも共有することで、学校の教育活動への信頼を高めることや学校・地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく貢献してきました。

しかし、少子化が進展する中、生徒数も減少するなど、学校での部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては持続可能性という面で厳しさを増してきました。さらに、近年、教職員の働き方改革という面で、その在り方に課題があるとされてきました。部活動は教員等の献身的な勤務によって支えられていますが、競技経験のない専門外の教員等が指導せざるを得ない状況にあり、長時間労働などの大きな負担とともに、子どもにとっても好ましい状況とは言えません。学校の働き方改革も考慮した部活動の改革が求められています。

このような中で、香春思永館の児童・生徒が、将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、これまで学校教育活動の一環として行ってきた学校部活動を、地域クラブ活動として実施できるよう環境の整備を行うため、本基本方針を策定するものです。

今後とも、「地域の子どもたちは地域全体で育てる」という観点に立ち、学校・家庭・地域が連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら学校部活動の円滑な地域展開に取り組み、着実な実施を図るとともに、国や県の動向に注視し、本基本方針については、適宜見直しを図ります。

## 2 国の動向

学校の部活動の厳しい現状については、中央教育審議会や国会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁から、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や地域との連携・協働、地域展開の方向性が示されてきました。

部活動の地域展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、子どもたちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要とされています。

### (1)学習指導要領における部活動の位置づけ(平成29年改訂)

「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」として、学習指導要領に位置づけられた活動です。

### (2)国のガイドライン(令和7年12月)

これまで、改革推進期間として令和5年度から令和7年度までの3年間において取り組みを重点的に行い、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとされていましたが、令和7年12月に公表された新たな国のガイドラインでは、「改革実行期間」(前期:令和8～10年度⇒中間評価⇒後期:令和11～13年度)とされ、前期の期間に確実に休日の地域展開等に着手することが示されました。

#### ア)基本方針

中学校等を設置する市区町村等が改革の責任主体となり、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、地域の実情等に応じた改革方針を決定の上、地域クラブ活動の認定等を行い、着実に改革を進めることが重要。

#### イ)改革期間

令和8年度から令和13年度までの6年間で「改革実行期間」として設定

#### ウ)取組方針

【休日】改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。

【平日】各種課題を解決しつつ更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。

### 3 福岡県の動向

#### (1)県のガイドライン

国の動向を受けて、福岡県では平成30年12月に「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」、令和2年2月に「福岡県文化部活動の在り方に関する指針」が策定されました。そして、令和5年3月に「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」が策定され、県としての方向性が示されました。

#### (2)県としての方向性

##### 生徒にとって望ましい「地域クラブ活動」の構築

人格の形成、望ましい人間関係の構築、スポーツ・文化芸術の振興等、これまでの学校における部活動の教育的意義や役割を継承・発展した状態で、学校と地域が連携・協働した新たな地域クラブ活動を進めていくこととしました。また、地域の実情に応じて関係者の共通理解の下、できるところから取り組みを進めていくことが望ましいとしました。

令和5年度～7年度を改革推進期間とし、休日の学校部活動について地域移行していくことを基本としました。

## 4 香春町の基本方針

### (1)基本的な考え

地域クラブ活動の環境の整備にあたっては、学校部活動の教育的意義を地域クラブ活動においても継承・発展できるように留意し、児童生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる持続可能な環境づくりに取り組みます。

また、学校における働き方改革の推進、つまり、教職員の負担軽減を図ること、教職員が心身ともに充実し、子どもたちのための業務に専念できる環境をつくれます。そして、本町教育の質の向上につなげていきます。

### (2)基本方針の位置づけ

「香春思永館運動部活動の在り方に関する基本方針」に基づき、スポーツや文化芸術活動を通じた児童生徒の健全育成や教員の負担軽減の観点も考慮しつつ、香春思永館の部活動の段階的な地域展開を円滑に進めるための方針として位置付けるものです。

### (3)方向性

- 原則、すべての部活動を、平日・休日とも、地域クラブ活動として展開します。
- 実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すこととします。
- 学校と地域との連携・協働により、児童生徒の活動の場として整備します。
- 地域におけるスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも取り組みます。
- 地域の実情を把握し、持続可能な活動になるよう取り組みを進めます。

### (4)目標

国が示した改革実行期間前期(令和8年度～令和10年度)の間に、香春思永館で実施されている部活動の地域展開を目指します。

ただし、地域の実情や指導者の確保状況に鑑み、段階的な実施についても柔軟に検討します。

### (5)将来的な広域連携

少子化の進行に伴い、単独自治体による部活動地域展開の維持運営が将来的に困難になることが想定されることから、近隣自治体との広域連携・共同実施も視野に検討を進めます。

(6)地域展開の全体像

	学校部活動	→	地域クラブ活動
位置づけ	学校教育の一環 教育課程外の学校教育活動		社会教育の一環 学校と地域が連携して行う活動
運営団体	学校		香春町教育委員会
実施主体	学校		思永館クラブ(仮称)、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各種競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化連盟、文化芸術団体、保護者など
対象	当該校の生徒		主に生徒 クラブによっては、児童から成人まで一緒に活動
主な指導者	当該校の教員 部活動指導員		地域指導者 兼職兼業の教員を含む
活動場所	学校施設		主に学校施設、社会教育施設、 公共文化・スポーツ施設、地域団体・ 民間等が所有する施設
活動日	平日3日以内 休日1日以内		平日3日以内 休日1日以内
活動時間	平日2時間以内 休日3時間以内		平日2時間以内 休日3時間以内
費用	部活動運営費、保護者会費等		地域クラブ会費
補償	災害共済給付		スポーツ安全保険等
責任	学校		香春町教育委員会
指導者の報酬等	なし		運営団体が報酬を決定

## 5 その他

### (1)地域展開によって期待される効果

部活動の地域展開は、単に地域の活動に移すということだけでなく、これまで部活動が果たしてきた教育的意義や児童生徒の成長への寄与を総括しながら、部活動の課題や今後の在り方、費用負担の軽減などを含め、実現へ取り組みつつ、児童生徒にとって望ましい姿について慎重に検討を進める必要があります。指導者の確保や保護者負担などの課題がありますが、以下のように地域展開によって児童生徒や地域社会へ期待される効果も多々あります。

- 取り組みたいスポーツや文化芸術活動の選択肢の幅が広がり、多様な体験機会の確保を目指すことができる。
- 持続可能な活動を継続することができる。
- 専門的な指導を受けることや質の高い練習の機会が広がり、競技力・技術力を向上させることができる。
- 他校の生徒や多世代との交流を通して成長することができる。
- 多世代が参加することで新たなコミュニティが生まれ、地域のスポーツや文化芸術活動が活性化する。
- 地域で中学生を育成することで、将来的に地域の担い手として活躍することが期待される。
- 教職員の部活動指導の負担が軽減されることで、授業準備などの本来業務に専念することができる。

### (2)香春町の部活動の現状

学校部活動を巡る状況については、持続可能性という面で厳しさを増しています。近年では部員数の減少により、他校との合同チーム編成を余儀なくされる運動部も発生してきています。

【香春思永館の生徒数の推移】

(人)

	令和3年度	令和5年度	令和7年度	令和10年度(見込)
前期	520	477	448	403
後期	214	262	280	228
合計	737	739	728	631

## 【令和7年度部活動の設置・加入状況(7月時点)】

(人)

部活動名	部員数			
	7年	8年	9年	合計
野球部	5	2	6	13
サッカー部	12	1	4	17
バスケ部(男子)	6	4	5	15
バスケ部(女子)	7	3	8	18
バレー部(男子)	4	1	4	9
バレー部(女子)	6	4	8	18
陸上部	2	9	2	13
テニス部(男子)	0	2	4	6
テニス部(女子)	3	1	6	10
吹奏楽部	15	7	6	28
英語部	4	9	4	17
ボランティア部	3	1	2	6
剣道部(引率のみ)	2	0	1	3
水泳部(引率のみ)	0	0	0	0
合計	69	44	60	173
部活動入部率	70%	53%	58%	61%

## 【教職員の時間外勤務状況等】

国や県から「働き方改革」の推進が謳われ、超過勤務時間を45時間以内にすることを求められていますが、香春思永館の教職員においても、以下の表のとおりその条件を満たすには厳しい状況が続いています。

また、教職員の時間外勤務の要因として、「学校での部活動に関すること」も理由として多く挙げられます。中には、教職員自身が全く活動経験のない部活動の顧問として、生徒を指導せざるを得ない実態など、見えない負担が大きい状況にあります。

## 【香春思永館後期課程教職員の超過勤務時間】

(%)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
45時間以内	56.1	66.4	66.1	70.5
45時間超え	34.0	28.7	27.8	23.8
80時間超え	7.6	4.6	3.4	4.2
100時間超え	2.3	0.3	2.7	1.5

# 香春町部活動地域展開 推進計画

## 1 部活動の地域展開に向けた具体的取り組み

### (1)部活動の地域展開推進体制

部活動の地域展開に関する課題を専門的、横断的に検討するため、令和5年9月に設置した「香春町部活動地域移行検討委員会」を中心に進めてまいります。

(組織構成員)

- ・スポーツクラブかわら代表 2名
- ・香春思永館 PTA 会長
- ・香春思永館学校運営協議会会長
- ・香春思永館校長
- ・香春思永館運動部活動顧問代表
- ・香春思永館文化部活動顧問代表
- ・香春町教育委員会
- ・その他教育長が必要と認めた者(スポーツ推進委員等)

(事務局)

- ・学校教育係、社会教育係

### (2) 課題と今後の取り組み

課題①「地域展開の受け皿としての運営団体の強化や指導者の確保」について

- 受け皿としての運営団体の組織強化と充実及び新規地域クラブの設立の促進
- 運営団体に係る経費の拡充及び財源の確保
- 指導者人材の確保・高い専門性や資質・能力を有する指導者の確保・若い世代の指導者の確保及び育成・広域でのネットワークの構築・文化連盟との連携・大学等との連携(学生の活用・企業や地域との連携・県人材バンク)の活用

《取り組み》

ア) 受け皿としての運営団体の強化

受け皿としての運営団体の強化は、本事業における最重要課題のひとつです。運営団体として、事業展開を担う香春町教育委員会に必要な体制の整備や国・県の補助金の活用も含めた財源の確保をすすめます。

また、実施主体として、思永館クラブ(仮称)、スポーツ少年団やスポーツクラブ、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、大学、地域の文化芸術団体等が考えられます。

#### イ) 指導者人材の確保

児童生徒にとって望ましい地域スポーツ・文化芸術活動環境を整備するためには、専門性や資質・能力を有する指導者の確保をしていくことは欠かせません。

町としては、多様な団体と密な連携を図り、団体を通して優れた人材を確保していきます。また、教員の兼職兼業や過去に部活動指導に携わった元指導者、保護者等の人材確保に努めるとともに、指導者の質の保障として、町主催研修会の開催等、国のガイドラインに対する理解促進等を図ります。

#### ウ) 指導者人材の育成

関係団体と協力しながら、日本スポーツ協会等の資格取得の補助等を行い、指導者の育成を図っていきます。

また、児童生徒の健康・安全の確保、暴力・暴言やハラスメント、いじめなどの不適切行為の防止等、適切な運営とともに、専門性を備えた指導ができるように、町主催の研修会開催や外部の研修会参加助成によって、継続的に育成を支援します。

### 課題②「学校と運営団体・実施主体の連携強化」について

- 地域展開における部活動の教育的意義の継承・発展
  - ・学校部活動の教育的意義や役割の継続
  - ・持続可能な体制
  - ・地域クラブの認定制度

#### 《取り組み》

##### ア) 適切な児童生徒理解による安心した活動

多感な時期の児童生徒が安心して活動する環境のためには、学校と地域の連携が重要です。学校教員と地域クラブ指導者で情報共有する機会を設け、学校・地域クラブそれぞれでの児童生徒の様子等を共有し、適切な児童生徒理解を行うことができる体制を構築します。

##### イ) 地域展開における部活動の教育的意義の継承・発展

学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、児童生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義や役割を有してきました。この意義や役割を地域クラブ活動に継承していく必要があるため、地域指導者対象の研修会等を開催し、理解促進を図ります。

#### ウ) 持続可能な体制の構築

児童生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむためには、「持続可能な体制」であることは欠かせません。児童生徒、指導者、保護者等の関係者に過度な負担がかからない運営・指導体制、活動時間・場所、受益者負担等の検討・取組を行っていきます。

#### エ) 地域クラブの認定制度

地域展開する各種団体を地域クラブとして承認する認定制度を設けます。認定の手順として、運営団体が部活動地域展開の実施主体となる地域クラブ(会費で運営される団体)を「地域クラブ認定要項(仮)」に沿って審査し認定する認定制度を検討します。

#### 課題③「児童生徒・保護者への理解と支援」について

- 児童生徒・保護者への理解促進、啓発の方法について
- 保護者の負担について
- 運営経費及び支援について
- 地域クラブの認定制度について
- 活動時間
- 活動場所
- 今後の大会について

#### 《取り組み》

##### ア) 児童生徒・保護者への理解促進・啓発の方法

本事業内容等について、啓発資料の配付、町ホームページの掲載や説明会において理解促進を図ります。

##### イ) 保護者の負担

従来の部活動では、主に教職員の指導のもと、学校施設を活動場所として使用しているため、個人負担としては部費や個人で使用する道具費など、比較的低額で活動することができました。

今後の地域展開への移行にあたっては、保護者の負担が過度にならないよう、活動の維持・運営に必要な範囲内で、可能な限り低廉な会費設定を検討し、経済的に困窮する家庭の児童生徒の活動への参加費用の支援等に取り組めます。

##### ウ) 運営経費及び支援

学校で、各種大会(中体連主催)の参加補助や部活動費、備品・消耗品購入費な

ど、地域クラブ活動に展開した後の負担軽減や支援についても検討します。

また、地域クラブ活動は、学校を離れた自主的な活動となるため、活動場所まで距離がある場合は各自による移動となります。この移動負担を軽減するためにも、関係団体等と連携を図りながら、クラブ活動ができるよう配慮します。

#### 工) 活動時間

適切な休養日及び活動時間を設定し、バランスのよい活動により、児童生徒の健康を目的に、平日は、週3日以内(2時間以内)、休日は、土日いずれか1日(3時間以内)とします(中体連等の大会前などにおける特例の検討も行います)。

#### オ) 活動場所

児童生徒の移動負担の軽減も考慮すると身近な学校施設を使用することが最適であるため、活動場所としては、学校施設を原則とします。

町内には多数のスポーツ団体・文化芸術団体・一般利用者が施設を利用しているため、新たな地域クラブの活動場所が必要な際は、関係団体等と連携を図りながらクラブ活動ができるよう配慮します。

#### カ) 大会について

大会主催者において、適切な運営体制の整備や大会の在り方・開催回数に関して検討することが求められています。大会主催者の動向を注視しながら、児童生徒や保護者等の心身の負担が過重とならない対応を検討します。

#### 課題④「教職員の兼職兼業」について

- 教職員の兼職兼業について
- ・開始時期及び対象条件の整理
- ・活動の具体的内容(従事する場所等)

#### 《取り組み》

##### ア) 教員の兼職兼業

国が示す手引きや「福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン」等を参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、令和8年度に規程や運用の改善を行い、香春思永館の教職員への理解促進を図り、改革実行期間前期中に本事業へ関われるよう準備をしていきます。

さらに、地域のスポーツ・文化芸術団体は、教職員を指導者として雇用等する際

には、異動や退職等があっても当該教員が当該団体等において指導を継続する意向の有無や居住地等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意します。

その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、町教育委員会及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努めます。

## 2 町・学校の役割と展開の流れ

### (1)町の役割(香春町教育委員会)

- ・国・県の方針を踏まえた町の方針の決定及び基本方針の策定
- ・検討協議会の組織・運営
- ・学校や関係団体・機関との連携・協働のもと、実情に応じた地域展開の推進
- ・地域クラブ活動の充実に向けた検証・改善
- ・受益者負担となった際の経済的に困窮する世帯への支援方策の検討等
- ・指導者育成(研修会等の実施)
- ・町、学校、児童生徒・保護者と連携した地域クラブ活動の運営
- ・指導者人材の確保・育成、指導者派遣
- ・安全管理
- ・学校との連絡調整、情報共有:学校と地域クラブ、地域指導者の連絡調整や児童生徒・保護者との理解促進等を行う。

### (2)学校の役割

- ・町の方針を踏まえ、町やスポーツ・文化芸術団体と連携した主体的な地域展開への取組
- ・スポーツ・文化芸術団体への学校部活動運営のノウハウの伝授
- ・スポーツ・文化芸術団体、地域指導者との連絡調整、情報共有
- ・地域スポーツ・文化芸術活動との調整を行う窓口の設置等
- ・兼職兼業の調整許可等

### (3)スケジュール

～令和7年度	令和8年度	令和9年度～令和10年度
地域クラブの体制づくり・具体的案検討		部活動地域展開・拡充
<ul style="list-style-type: none"> <li>・方向性の決定</li> <li>・課題の洗い出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の策定</li> <li>・児童生徒、保護者、実施主体(クラブ)等の関係者へのアンケート調査</li> <li>・説明会</li> <li>・指導者の発掘・育成</li> <li>・教職員の兼職兼業の体制整備</li> <li>・認定制度の整備</li> <li>・思永館クラブ(仮称)の立ち上げ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の兼職兼業調査</li> <li>・地域クラブ活動の開始</li> </ul>

## 資料

### ■国の指針

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月文部科学省）
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)(令和3年2月文部科学省)
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月スポーツ庁）
- 副業・兼業の促進に関するガイドライン(令和4年7月厚生労働省)
- 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月文化庁）
- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月スポーツ庁)
- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ(令和7年5月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議)
- 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン  
別冊資料 地域クラブ活動に関する認定制度（令和7年12月文部科学省）

### ■県の指針

- 福岡県運動部活動の在り方に関する指針(平成30年12月)
- 福岡県文化部活動の在り方に関する指針(令和2年2月)  
(令和3年2月文部科学省)
- 福岡県における地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン(令和5年3月)
- 福岡県における地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン(令和8年3月)